

R6 自転車通学規程

1 通学の手続きについて

- ①自転車通学届を担任に提出する
- ②任意保険に加入する

2 自転車通学生の遵守事項について

【事故の車両的要因への対策】

- ①自転車のライト・ブレーキ等の点検・整備を行うこと
- ②自転車には、反射板を装着すること

【事故の人的要因への対応】

- ③雨天時には、レインコートを着用すること

【事故の環境的要因への対応】

- ④事故防止のため、正門から坂を下る際には、下車して通行すること

【車両の管理】

- ⑤所定の駐輪場を利用し、施錠・管理すること

※本規程は、年度毎に変更・更新できるようにタイトルを「R4」と記入しています。

※本規程は、18歳成人となっても有効である。

R6ミニバイク通学規程

1 許可の条件について

- ①保護者のどういたある者
- ②通学に公共交通機関が非常に不便である者
- ③通学距離が適切である者

※部活動生徒については、別に考慮する

2 許可の手続きについて

①手続きの流れ

「免許取得願」の提出

⇒「審査」の結果⇒「通学許可願」の提出

⇒「誓約書」の提出⇒「通学許可証」の交付

- ②免許取得期間は、授業や学校行事に支障のない時に限る
- ③誓約書の提出は、保護者来校の上確認し許可証を発行する

3 ミニバイク通学生の遵守事項について

【事故の車両的要因への対策】

- ①車両のライト・ブレーキ等の点検・整備を行うこと。
- ②車両は、排気量50cc未満のミニバイクであること。

【事故の人的要因への対応】

- ③フルフェイスのヘルメット、グローブ、ジャージを着用すること。
- ④安全走行の知識と運転技術を高めるため、安全運転に関わる講習会へ出席すること。

【事故の環境的要因への対応】

- ⑤事故防止のため、正門から敷地内においては時速20km以内の徐行する。

【車両の管理】

- ⑥所定の駐輪場を利用し、施錠・管理すること

4 通学の停止、及び取り消しについて

以下のものは停止、及び取り消す場合がある

- ①本規定に反する者
- ②安全指導を理解しない者

※本規程は、年度毎に変更・更新できるようにタイトルを「R6」と記入しています。

※本規程は、18歳成人となっても有効である。